

児童手当制度改正に伴うQ&A

項番	Q（質問）	A（回答）
1	今回の制度改正はどのような内容になりますか。	今回の制度改正内容は、 ①所得制限の撤廃 ②支給対象を高校生まで拡大 ③第3子以降の支給額を月額3万円とする ④支払月が年3回（6月、10月、2月）から年6回（偶数月）に増加 ⑤多子加算算定児童が高校生年代までから親等の経済的負担がある22歳年度末までの子に延長となります。
2	・制度改正後の手当は何月分から反映されますか。 ・制度改正後、最初の手当は何月に振り込まれますか。 ・制度改正後、振込日はいつになりますか。	・制度改正後の手当は10月分から反映されます。 ・制度改正後、最初の児童手当は12月に振り込みます。 ・矢巾町の児童手当振込日は、従来通り支払月の10日です。 ※10日が休日の場合は、前倒しして平日に振り込みます。
3	・受給者は父と母どちらになりますか。 ・以前は所得が高い父（母）が受給者となっていました。母（父）に変更して良いですか。	制度改正により所得制限が撤廃されますが、児童手当の受給者は従来通り父母のうち所得が高い方が受給者となります。 ※児童の生計を維持する程度が高い方として、児童手当の受給者が決定されます。（児童手当法第4条第3項）
4	高校生年代の児童が別居し、就職しています。児童手当の支給対象となりますか。	高校生年代の児童が就職し、収入がある場合や父母等と別居している場合でも、父母等が該当の児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合には支給対象となります。 なお、別居している場合は、該当の児童へ定期的な面会・連絡をしているといった監護の実態が認められる場合に別居監護として認定しますので、別居監護申立書の提出が必要です。 ※養育者が児童手当を受給している場合は、その児童の生計を維持する必要があります。
5	高校生年代の児童が留学のために国外に居住している場合も対象になりますか。	留学により国外に居住している場合は支給対象となります。 申請書のほか、下記の書類の提出が必要です。 ・海外留学に関する申立書 ・留学先の学校の在学証明書（児童の氏名、留学先の教育機関等の名前及び留学開始年月日が記載されているもの） ・就学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し、国内の学校における在学証明書等） ・翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合、日本に居住する第三者の方が翻訳したもの） 詳細はこども家庭課までお問い合わせください。
6	高校生年代の児童が婚姻（事実婚を含む）・出産しているのですが、支給対象児童になりますか。	婚姻・出産した児童を監護し、かつ生計同一又は生計維持をしている場合には対象となります。
7	今回新たに多子加算の対象となる22歳年度末までの子については、どのような子が対象となりますか。	進学しているかどうかに関わらず、親等が該当の子について監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしており、かつ経済的負担がある子を多子加算の対象とします。
8	項番7の回答にある「経済的負担がある」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。	受給者の収入や仕送り等により日常生活の一部または全部を維持している状況で、かつその収入や仕送りがないと通常の生活水準を維持できない場合をいいます。 ※受給者の収入には、年金所得や生活保護の保護費も含まれます。

児童手当制度改正に伴うQ&A

項番	Q（質問）	A（回答）
9	今回新たに多子加算の対象となる子（22歳年度末までの子）が施設に入所していますが、多子加算の対象となりますか。	施設等に入所している子は、多子加算の対象となりません。（児童手当法第6条第1項第1号）
10	22歳年度末までの子を含めても、養育する子が3人にならない場合にも、監護相当・生計費の負担についての届出は必要ですか。	22歳年度末までの子を含めて3人にならない場合は、多子加算の対象となりませんので監護相当・生計費の負担についての届出は不要です。
11	22歳年度末までの子が大学進学等の関係で別居していますが、別居監護申立書の提出は必要ですか。	22歳年度末までの子が別居している場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」にて状況を確認しますので、別居監護申立書の提出は不要です。
12	生計費を負担している22歳年度末までの子が県外の大学等へ通学するにあたり、住所を置いたまま県外に居住していますが、確認書にはどちらの住所を記載すれば良いですか。	住民票上の住所を記載してください。
13	22歳年度末までの子の住所が矢巾町にない場合は、住民票の提出は必要ですか。	該当の子の個人番号（マイナンバー）により確認しますので、住民票の取得は不要です。
14	18歳年度末を経過後22歳年度末までの子が婚姻（事実婚含む）・出産した場合は多子加算の対象となりますか。	父母等が該当の子について監護相当・生計費の負担を行なっている場合は、婚姻・出産した場合も多子加算の対象となります。 なお、婚姻・出産を機に該当の子が独立して生計を営むようになった場合は対象となりません。
15	18歳年度末を経過後22歳年度末までの子が就職した場合は、多子加算の対象となりますか。	該当の子が就職した場合も、受給者が該当の子の生計費の負担※をしている場合は対象となります。 ※（例）該当の子の保険料を負担している場合等
16	18歳年度末を経過後22歳年度末までの子が留学等により国外に居住している場合は対象となりますか。	留学（教育を受けることを目的として外国に居住すること）の場合は、日本国内に住所を有しなくなった日から4年以内のものに限り対象となります。 留学の場合は別途届出が必要となります。（Q&Aの項番5に掲げている書類が必要となります。）
17	養子縁組をしていない18歳年度末を経過後22歳年度末までの子を実子と同様に監護していますが、その子は多子加算の対象となりますか。	実子と全く同様に監護等に相当する世話等をしているような場合で、生計費についての負担も認められるときに限り、多子加算の対象となります。
18	22歳年度末までの子に関する確認書（監護相当・生計費の負担についての確認書）について、申し立て内容に関する証明書は必要ですか。	基本的に証明書の提出は不要ですが、以下のケースに該当した場合は提出を求める場合があります。 ①該当の子が就労している場合 ②該当の子が婚姻している場合 ③該当の子が受給者の実子でない場合
19	項番18にて、証明書の提出が必要となった場合はどのような書類を提出すれば良いですか。	証明書については、例として ・該当の子の生計費の負担の状況がわかる書類（送金記録の写しなど） ・該当の子が居住している住所地の物件に係る賃貸契約書の写し ・該当の子の健康保険証の写し などが考えられます。
20	別居している18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子に、金銭ではなく食料品や生活必需品などを仕送りしていますが、そのような場合も生計費の負担をしていることとして良いですか。	仕送り内容が食料品や生活必需品などの場合でも、その仕送りが子の日常生活の全部又は一部を営むために必要で、かつ、その仕送りがないと通常の生活水準を維持することができないような場合には、「生計費の負担をしている」に該当します。